

処分名	基準収入額適用の決定
標準処理期間	即日～3日
根拠	令第7条第5項第1号・第2号、規則第32条
審査基準	<p>（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則 第32条抜粋）</p> <p>令第7条第5項第一号又は第二号の規定の適用を受けようとする被保険者は、次に掲げる事項を記載した申請書を後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。ただし、当該後期高齢者医療広域連合において、当該被保険者が同項第一号又は第二号の規定の適用を受けることの確認を行うことができるときは、この限りでない。</p> <p>一 被保険者番号</p> <p>二 個人番号</p> <p>三 令第7条第5項第一号又は第二号に規定する者について前条の規定により算定した収入の額</p> <p>《具体的な取扱い》</p> <p>公簿等による確認、または基準収入額適用申請書の提出に基づき収入額が確認できる場合は1～3日程度で適用とするが、収入額の確認が取れない場合には市町村間情報連携等によりおおむね1カ月程度の期間を有する場合がある。</p>